

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 逐条解説（改定版） 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
6	規則第5条 【解説】	(前略) ～と同等の基準（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物に関する部分を除く。）である。	(前略) ～と同等の基準（石綿含有産業廃棄物に関する部分を除く。）である。
7	「参考：省令第8条」の第1号ロ(2)(ロ)	保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
12	第11条 【解説】4	<p>第1項の「<u>処理の状況に関する確認</u>」及び「<u>必要な措置</u>」については、<u>注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、例示すれば下記のようなものがあるが、これら全てを講ずれば免責されるというものではない。</u></p> <p>「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」も参照のこと。</p> <p>○産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査 ※ 処理費用が市場価格を下回る場合、不適正処理が行われる可能性が高くなる。不適正処理が行われた場合において、処理委託に係る費用が合理的な根拠を有することを排出事業者が立証できない場合、法の規定に基づき、排出事業者に対して措置命令が発せられることがある。（命令違反には罰則がある。）</p> <p>○産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況 ・環境認証（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況 ・「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無 ・「優良産廃処理業者認定制度」への対応状況 ・<u>産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する公表情報</u> <p>○処理委託前における処理施設等の現地確認（継続して処</p>	<p>第1項の「<u>必要な措置</u>」を例示すれば、下記のようなものがある。「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」も参照のこと。</p> <p>○産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査 ※ 処理費用が市場価格を下回る場合、不適正処理が行われる可能性が高くなる。不適正処理が行われた場合において、処理委託に係る費用が合理的な根拠を有することを排出事業者が立証できない場合、法の規定に基づき、排出事業者に対して措置命令が発せられることがある。（命令違反には罰則がある。）</p> <p>○産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況 ・環境認証（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況 ・「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無 ・「優良産廃処理業者認定制度」への対応状況 <p>○処理委託前における処理施設等の現地確認（継続して処</p>

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
		<p>理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認)</p> <p>なお、現地確認とは漫然と処理施設を目視すれば足るものではなく、既存の廃棄物の保管状況・量、施設の処理能力等も含めて状況を確認し、不適正処理が行われる可能性の存否も含めて確認する趣旨である。</p> <p>○役員・従業員の教育状況</p> <p>※ 許可の取得又は更新のための必要なものだけでなく、業界団体が実施する自主的な学習会への参加状況等について勘案することが適当である。</p>	<p>理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認)</p> <p>なお、現地確認とは漫然と処理施設を目視すれば足るものではなく、既存の廃棄物の保管状況・量、施設の処理能力等も含めて状況を確認し、不適正処理が行われる可能性の存否も含めて確認する趣旨である。</p> <p>○役員・従業員の教育状況</p> <p>※ 許可の取得又は更新のための必要なものだけでなく、業界団体が実施する自主的な学習会への参加状況等について勘案することが適当である。</p>
27	規則第 20 条 【解説】	この条は、政令第 6 条第 1 項で定める産業廃棄物の処理基準のうち、 <u>第 1 号に規定する収集又は運搬の基準（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に係る部分を除く。）及び第 2 号に規定する処分又は再生の基準（産業廃棄物の飛散及び流出防止、生活環境保全上の措置、焼却及び熱分解設備の構造及び方法に係る部分に限る。）</u> を準用することを規定している。	この条は、政令第 6 条で定める産業廃棄物の処理基準（ <u>石綿含有産業廃棄物に係る部分、埋立処分及び海洋投入処分に係る部分を除く。</u> ）を準用することを規定している。
40	規則第 32 条第 1 項第 4 号	処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に <u>石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、その旨を含む。）	処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
49	条例第 50 条 【解説】 2	（前略）～知事名又は <u>地域振興局長名</u> をもって～（後略）	（前略）～知事名又は <u>地方事務所長名</u> をもって～（後略）
56	平成 29 年 12 月 7 日の改正条例施行規則の附則	附 則（平成29年12月7日規則第41号） この規則は、公布の日から施行する。	